法第二十三条の二の六の二第二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第二項
（略）	（略）
第九十一条の四十四の六	
法第二十三条の二の五第十三項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十三項
（略）	（略）
第九十一条の四十四の十一第一項及び第二項	
（略）	（略）
法第二十三条の二の五第十三項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十三項
（略）	（略）
第九十一条の四十五第一項	
（略）	（略）
（削る）	（削る）
法第二十三条の二の六の二第二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第二項
（略）	（略）
第九十一条の四十六第一項	
（略）	（略）
同条第十三項の規定による	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十三項の規定による
法第二十三条の二の六の二第二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の六の二第二項
（略）	（略）
（略）	（略）

（承認を与えない場合）

第九十一条の百五　法第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。

法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十二項
（略）	（略）
第九十一条の四十四の六	
法第二十三条の二の五第十五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項
（略）	（略）
第九十一条の四十四の十一第一項及び第二項	
（略）	（略）
法第二十三条の二の五第十五項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項
（略）	（略）
第九十一条の四十五第一項	
（略）	（略）
法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七第五項において準用する法第二十三条の二の五第十二項
（新設）	（新設）
第九十一条の四十六第一項	
（略）	（略）
同条第十五項の規定による	同条第五項において準用する法第二十三条の二の五第十五項の規定による
法第二十三条の二の五第十二項	法第二十三条の二の十七において準用する法第二十三条の二の五第十二項
（略）	（略）
（略）	（略）

（承認を与えない場合）

第九十一条の百五　法第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める場合は、申請に係る再生医療等製品の性状又は品質が保健衛生上著しく不適当な場合とする。